

「医療通訳技能認定試験」をとおした 医療通訳の技能に関する質の評価 Evaluation of the Quality of Medical Interpreting Skills via the Medical Interpreting Skills Certification Test

佐藤 岳
Gaku Sato

一般財団法人 日本医療教育財団
Japan Medical Education Foundation

Abstract

Following the Japan Medical Education Foundation's involvement in the Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan's Medical Interpreter Training Curriculum Standards in 2013, we began offering the Medical Interpreter Skills Certification Test (Basic/Professional) in 2016, and continue to do so. Efforts are being made to evaluate the quality of medical interpreting skills. The abovementioned test operates under the assumption that candidates have comprehensive medical interpreting skills, including interpreting and language, as well as communication, reception, and interpreting ethics.

要旨

日本医療教育財団では、2013 年度に厚生労働省の「医療通訳育成カリキュラム基準」の構築に携わったことをきっかけに、2016 年度より同カリキュラム基準に基づいた医療通訳者の能力評価として、「医療通訳技能認定試験（基礎・専門）」を開始し、現在に至るまで医療通訳の技能に関する質の評価に取り組んでいる。当試験では、通訳技術や言語能力をはじめ、コミュニケーション力、応対力、通訳倫理等、医療通訳に関する総合力を有した人材を想定した評価を行っている。

キーワード：医療通訳、医療通訳育成カリキュラム基準、医療通訳技能認定試験、質の評価

Keywords: Healthcare Interpreting, Medical Interpreting, Medical Interpreter Training Curriculum Standards, Medical Interpreter Skills Certification Test, quality evaluation

1. 「医療通訳技能認定試験（基礎・専門）」の開発

日本国内における在留および訪日外国人の増加を背景として、厚生労働省は「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」を立ち上げ、事業の一環として、医療現場での言葉の壁に対応するための医療通訳者の養成に関する指針となる「医療通訳育成カリキュラム基準¹⁾」およびそれに基づいた「医療通訳テキスト²⁾」を構築・作成することとした。一般財団法人日本医療教育財団では、2013 年度に本事業を受託し、各有識者による助力を得てカリキュラム基準およびテキストの構築・作成に携わった。

そして、2016 年度には、医療通訳者の質の向上と社会的地位の確立に資することを目的として、「医療通訳育成カリキュラム基準」に準拠した国内初の能力評価である「医療通訳技能認定試験（基礎・専門）」を開発し、公正・厳正な基準に基づく能力証明となる資格試験として現在まで実施している。

2. 「医療通訳技能認定試験（基礎・専門）」の概要

「医療通訳技能認定試験（基礎・専門）」は、2016 年度の開始以来、毎年試験を実施している。試験は【基礎】と【専門】の 2 段階のレベルに分けて実施しており、医療通訳者として必要な知識と技能のレベルをはかる試験内容となっている。

なお、当試験は、2019 年度より国際臨床医学会（ICM）が制定する「国際臨床医学会認定医療通訳試験」の認定を受けている。

2.1. 「医療通訳技能認定試験（基礎）」の概要

【基礎】試験では、主に一次医療機関等で行われるプライマリーケア等の基礎的な通訳業務場面を想定したレベルを設定しており、医療機関等における対話コミュニケーションを通訳するために必要な関連知識、技術、倫理を有していることを基準とする。

●対象言語：英語・中国語

●合格者に付与する称号：医療通訳基礎技能者（英語・中国語）

●受験資格：(1)～(3)のいずれか一つに該当する者

(1)「医療通訳基礎技能認定試験受験資格に関する教育訓練ガイドライン」に適合すると認める研修・講座等を履修した者

(2)通訳に関する実務経験（医療通訳を含むすべての通訳）を目安の件数もしくは時間数以上有する者
[実務経験の目安] 通訳に関する実務を30件程度、もしくは30時間程度

(3)認定委員会が前各号と同等と認める者

●試験の構成：1次試験・2次試験の2段階で構成

・1次試験…学科試験（筆記・リスニング）

・2次試験…実技試験 ※対面

<実技試験について>

(1)コミュニケーション言語能力試験…受験者が医療通訳者役となり、患者役の試験官とコミュニケーションを行う試験

(2)対話通訳試験…医師役と患者役の試験官が行う診療場面等での会話を、受験者が医療通訳者役として逐次通訳する試験

2.2. 「医療通訳技能認定試験（専門）」の概要

【専門】試験では、主に二次・三次医療機関等で行われる専門的な要素を含んだ通訳業務場面を想定したレベルを設定しており、医療、保健分野における対話コミュニケーションを支援するために必要な関連知識を有し、医療通訳者として対話者間の効果的なコミュニケーションを可能にする十分な能力、技術、倫理を有していることを基準とする。

●対象言語：英語・中国語

●合格者に付与する称号：医療通訳専門技能者（英語・中国語）

●受験資格：(1)～(4)のいずれか一つに該当する者

(1)「医療通訳専門技能認定試験受験資格に関する教育訓練ガイドライン」に適合すると認める研修・講座等を履修した者

(2)医療通訳の実務経験を目安の件数もしくは時間数以上有する者
[実務経験の目安] 医療通訳の実務を60件程度、もしくは60時間程度（過去5年以内の経験とする）

(3)医療通訳基礎技能認定試験の合格者で、医療通訳の実務経験を目安の件数もしくは時間数以上有する者
[実務経験の目安] 医療通訳の実務を30件程度、もしくは30時間程度

(4)認定委員会が前各号と同等と認める者

●試験の構成：1次試験・2次試験の2段階で構成

・1次試験…学科試験（筆記・リスニング）

・2次試験…実技試験 ※対面

<実技試験について>

(1)長文逐次通訳試験…医療者役および患者役の試験官の発話（長文）を聞いて、訳した内容を発話する試験

(2)対話通訳試験…医師役と患者役の試験官が行う診療場面等での会話を、受験者が医療通訳者役として逐次通訳する試験

3. 「医療通訳技能認定試験（基礎・専門）」における技能評価

3.1. 評価項目について

当試験においては、以下の評価項目による技能評価を行い、医療通訳者に必要な技能の程度をはかっている。

- ・言語的内容を正確に理解し、適切に反映した訳出ができていない（「日本語から外国語」および「外国語から日本語」）
- ・発話者の意図を正確に理解し、適切に反映した訳出ができていない
- ・文法的な間違いがない的確な訳になっている
- ・訳出された内容は簡潔・明瞭である
- ・専門用語を正しく理解するとともに適切な訳出ができていない
- ・発音やイントネーション、アクセントなど、音声的な要素は円滑な意思疎通を達成する上で十分に適切なレベルに

ある

- ・必要に応じて適切なノートテイキングができている
- ・非言語的コミュニケーション(話し方・態度)は適切である
- ・適切なタイミングで通訳ができている
- ・CEFRの基準も導入 ※【基礎】試験のみ

3.2. 評価スケールについて

当試験の技能評価における評価スケールは、【基礎】【専門】の試験の種類によって異なる設定となっている。それぞれ、複数のスケール、複数の評価を用いて、段階を定めて評価を実施している。スケールの段階については、項目によって異なるが、8段階に定めているものが多い。

4. 医療通訳者養成教育における形成的評価

「医療通訳技能認定試験(基礎・専門)」の実施団体として、医療通訳者養成に係る教育の形成的評価については、評価形式よりもフィードバックを通じて、学習者が自分の現在のレベル(できている点、できていない点)を把握できるような評価が必要であると考えます。

教育者・学習者ともに、通訳行為(言語能力や技術)に注視しがちだが、通訳業務を行う上ではコミュニケーション、応対力、倫理観やプロ意識も重要であり、質の高いサービスを提供できるような人材を育成できる教育が重要である。総合力を持った人材の育成が必要であると考えます。

5. 結語

日本医療教育財団では、今後も「医療通訳技能認定試験(基礎・専門)」をととした医療通訳の技能に関する質の評価により、医療通訳者の技能向上および社会的地位の確立に資する活動を推進していきたいと考えている。

研究資金

本研究に関する研究資金はない。

利益相反自己申告

開示すべき利益相反はない。

引用文献

1. 医療通訳カリキュラム基準. <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000209866.pdf>
2. 医療通訳テキスト. <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000385181.pdf>

*責任著者 Corresponding author : 佐藤 岳 (e-mail: sato-gak@jme.or.jp)